さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が損壊等したことから、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するとともに、双葉郡浪江町の一部地域は平成29年4月に避難指示が解除され、復興に向けたまちづくりを進めているところであり、本件事業はこのまちづくりにも寄与するものであることなどから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　福島県双葉郡浪江町役場

○関東地方整備局告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図書は、関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十五日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　四号　栃木県那須塩原市大字三島地先から栃木県那須郡那須町大字豊原丙佐台地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　株式会社ＴＯＫＡＩコミュニケーションズ　代表取締役社長　鴇田　勝彦

住　所　東京都港区海岸一丁目九番一号　浜離宮インターシティ

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道4号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道4号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十九年十一月十六日から当該協定の存続する日まで

○関東地方整備局告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図書は、関東地方整備局及び同局大宮国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十五日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　四号　埼玉県北葛飾郡杉戸町椿地先から埼玉県幸手市上字和田地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　アルテリア・ネットワークス株式会社　代表取締役社長　川上　潤

住　所　東京都港区新橋六丁目九番八号　住友不動産新橋ビル

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道4号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道4号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十九年十一月十六日から当該協定の存続する日まで

○関東地方整備局告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図書は、関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十五日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　四号　茨城県猿島郡五霞町大字幸主地先から栃木県那須塩原市大字三島地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　アルテリア・ネットワークス株式会社　代表取締役社長　川上　潤

住　所　東京都港区新橋六丁目九番八号　住友不動産新橋ビル

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道4号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道4号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十九年十一月十六日から当該協定の存続する日まで

○中部地方整備局告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月二十五日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　東三河都市計画道路事業三・四・二十二号田原中央線

三　事業施行期間　自平成三十年一月二十五日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛知県田原市田原町南番場及び新町地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十五日　九州地方整備局長　増田　博行

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号及び五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大分市大字大分字上井東四三〇一番一から同市大字大分字上井東四二九八番一まで	前	三二・五五～四〇・六二メートル	〇・〇七八キロメートル
	後	三二・五五～五一・三三メートル	〇・〇七八

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所